

平成23年度分（平成22年1月～12月の所得にかかるもの）

市民税・県民税の 申告が始まります



受付期間 2月8日(火)▶3月15日(火)

平成23年度分の市・県民税の申告を2月8日(火)から3月15日(火)まで、各地区の会場(3・4ページ参照)で受け付けます。

申告が必要なかたへ、1月下旬に「平成23年度分市民税・県民税申告書」をお送りしています。同封した「申告の手引き」をよく読んで正しく記入して申告してください。なお、税務署に所得税の確定申告をするかたは市・県民税の申告は不要です。

問い合わせ

市民税課個人市民税担当☎(866)2055
河辺市民センター税務班☎(882)5171
雄和市民センター税務班☎(886)5540

申告が必要なかた

平成23年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに当てはまるかた

- ①平成22年中に次の所得があったかた：
自営業や農業などの事業による所得、
地代や家賃などの不動産による所得、
非上場株式の配当所得、生命・損害保
険の満期・解約による一時所得、個人
年金・原稿料・講演料などの雑所得、
土地・建物などの譲渡所得など
- ②公的年金を受給しているかたで、所得
控除を受けようとするかた
- ※公的年金から所得税が引き落とし(源泉
徴収)されているかたは税務署に確定申
告が必要です。その場合、市・県民税
の申告は不要です。
- ③サラリーマン(パート・アルバイトを
含む)で、次のいずれかに当てはまるかた
・平成22年中に退職し、その後再就職し
ていないかた
・年末調整に間に合わなかった(付け忘れ
た)所得控除を受けようとするかた
- ④平成22年中に所得はないが、税に関す
る証明書や申告書の写しが必要なかた



右の①～③に当てはまるかたでも、確定申告をするかたは市・県民税の申告は不要です。税務署への確定申告の日程は4ページをご覧ください。

申告に必要なもの

- 印鑑と申告書：申告書は会場にも用意しています
- 給与、公的年金などの所得があったかた▼平成22年分の源泉徴収票
- 事業や不動産による所得があったかた▼収入と必要経費などが分かる帳簿類、領収書など：収支内訳書で事前に計算してください
- 農業による所得があったかた▼農協などからの平成22年産米穀売渡証明書と各種証明書(抛売金、補償金など記載のもの)：収支内訳書で事前に計算してください
- 配偶者に所得があったかた▼その所得が分かる書類
- 平成22年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料の領収書、医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額が分かるもの、生命保険・地震保険などの控除証明書
- 障害者控除を受けるかた▼障害者手帳または障害者控除対象者認定証。いずれも写し可

□にチェックしよう!



申告会場と日程は
3・4ページ!

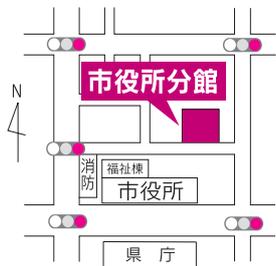


■各会場とも駐車場に限りがありますので、自家用車でのご来場はご遠慮ください。

申告会場と日程

受付期間 2月8日(火)～3月15日(火)

	対象地区	月日	会場	受付時間	
中央	南通	2月10日(木)	市役所分館会議室 (分館の2階です)	午前9時～午後4時30分	
	檜山	2月15日(火)			
	手形山	2月16日(水)			
	旭北、保戸野	2月17日(木)			
	旭南	2月18日(金)			
	川元	2月21日(月)			
	川尻	2月22日(火)・23日(水)			
	高陽	2月24日(木)			
	中通、大町	2月25日(金)			
	茨島	2月28日(月)、3月1日(火)			
	卸町	3月2日(水)			
	泉	3月3日(木)・4日(金)			
	八橋	3月7日(月)・8日(火)			
山王	3月9日(水)				
東部	手形、旭川、新藤田 添川、濁川、山内、仁別	2月8日(火)	旭川地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時	
	広面、柳田、下北手	2月9日(水)・10日(木)	東部公民館		
	太平	2月10日(木)	太平地域センター		
	東通、横森、桜、広面	2月14日(月)	市役所分館2階会議室	午前9時～午後4時30分	
	千秋、手形	2月18日(金)	明德地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時	
	桜ガ丘、桜台 大平台、山手台	3月2日(水)	市役所分館2階会議室	午前9時～午後4時30分	
	下北手	3月9日(水)	下北手地域センター	午前9時30分～11時30分	
	下浜	2月16日(水)	下浜地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時	
	新屋、浜田、豊岩	3月2日(水)～4日(金)	西部市民サービスセンター	午前9時～午後4時	
	勝平	3月14日(月)・15日(火)	勝平地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時	
南部	御所野、四ツ小屋	2月15日(火)	秋田テルサ5階第1会議室	午前9時30分～午後3時	
	檜山、牛島東、仁井田	2月21日(月)	南部公民館		
	御野場、四ツ小屋 仁井田	2月22日(火)	御野場地域センター		
	大住、仁井田 牛島(東以外)	2月23日(水)	大住地区コミュニティセンター		
	仁井田	3月7日(月)	仁井田中央会館		
	上北手	3月9日(水)	上北手地域センター		午後1時30分～3時30分
	寺内	2月14日(月)	寺内地域センター		午前9時30分～午後3時
外旭川	2月17日(木)	外旭川地域センター			
将軍野、土崎港東	2月24日(木)	将軍野地域センター			
飯島	2月25日(金)	飯島地区コミュニティセンター			
土崎港(東・北以外)	2月28日(月)・3月1日(火)	土崎支所	午前9時～午後4時		
金足	3月8日(火)	金足地域センター	午前9時30分～11時30分		
農業所得あり	2月14日(月)～21日(月)※土日除く	新あきた農協追分支店	午前9時30分～午後3時		
下新城	3月8日(火)	下新城地区コミュニティセンター	午後1時30分～3時30分		
農業所得あり	2月14日(月)～21日(月)※土日除く	新あきた農協追分支店	午前9時30分～午後3時		
上新城	3月8日(火)	上新城地域センター	午後1時30分～3時30分		
港北、土崎港北 将軍野、飯島	3月10日(木)・11日(金)	港北地区コミュニティセンター	午前9時30分～午後3時		
全地区		2月20日(日)・27日(日)			
		3月10日(木)～15日(火)※土日除く	市役所分館2階会議室	午前9時～午後4時30分	



申告の受け付けは平日のみですが、2月20日・27日の日曜日は市役所分館2階の会議室で申告を受け付けます。

市・県民税は前年の所得に対して、今年の1月1日現在にお住まいの市町村で課税されます。正しい税額を計算するためにはみなさんの前年の所得と所得控除を把握する必要があります。期間内の申告をよろしく願います。

河辺・雄和地域の申告会場は次ページです



確定申告をお忘れなく

申告受付 所得税▶2月16日(水)～3月15日(火)
贈与税▶3月15日(火)まで
消費税(個人事業者)▶3月31日(木)まで

所得税・贈与税・消費税(個人事業者)の確定申告は、期限内に行いましょう。

申告書は秋田南・北税務署、下記申告書作成会場で受け付けます。受付時間は平日の午前9時～午後4時。また、国税庁ホームページから電子申告(e-Tax)もできます。<http://www.nta.go.jp/>

申告書の作成はこちらで

税務署には申告書を作成する場所がありません。下記の作成会場をご利用ください(平日の午前9時～午後4時)。

●秋田南税務署の申告書作成会場

秋田県労働会館「フォーラムアキタ」
(中通六丁目7-36)

●秋田北税務署の申告書作成会場

セリオン2階イベントホール

*2月20日(日)・27日(日)、午前9時～午後4時、両税務署合同の作成会場をフォーラムアキタで開設します。

確定申告の
問い合わせ 秋田南税務署 ☎(832)4121
秋田北税務署 ☎(845)1161

東北税理士会の

確定申告税務相談

給与所得者、年金所得者、小規模の事業所得者が対象。所得計算や申告書作成などの相談に税理士が無料で応じます。

秋田南支部 開催日/2月11日(金)～13日(日)
受付時間/午前9時～11時、午後1時～3時(相談は1人1時間以内)
会場/秋田駅トピコ3階会議室

秋田北支部 開催日/2月23日(水)
受付時間/午前10時～午後4時
会場/秋田北支部の各税理士事務所
※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 東北税理士会事務局
☎(832)2331

河辺地域

対象地区	月日	会場	受付時間
岩見	2月24日(木)	東生活改善センター	午前9時～正午 午後1時～4時
上三内	2月25日(金)	上三内農村集落センター	
中央部	2月28日(月)	岩見三内地区	
下三内	3月1日(火)	コミュニティセンター	
神内、大張野	3月2日(水)	神内公民館	
大沢、赤平、高岡	3月3日(木)	赤平ふれあい館	
豊島(北野田高屋と松淵を除く)	3月4日(金)	戸島ふるさとセンター	
諸井、松淵	3月7日(月)	河辺総合福祉交流センター	
北野田高屋	3月8日(火)		
和田	3月9日(水)		
上記までに相談できなかったかた	3月10日(木)・11日(金)		

雄和地域

対象地区	日時	会場
下黒瀬、椿岱	2月8日(火)午前9時～正午	雄和地域活動 センター大会議室 (雄和市民センター2階)
戸賀沢、左手子、山崎	2月8日(火)午後1時～4時	
平尾鳥(竹ノ花・中田・藤森)、中ノ沢	2月9日(水)午前9時～正午	
平尾鳥(中村・中山・善知鳥)、三替沢	2月9日(水)午後1時～4時	
銅屋	2月10日(木)午前9時～正午	
萱ヶ沢、白鳥の丘	2月10日(木)午後1時～4時	
神ヶ村	2月14日(月)午前9時～正午	
繋、水沢	2月14日(月)午後1時～4時	
新波	2月15日(火)午前9時～正午	
碓田、高清水、向野	2月15日(火)午後1時～4時	
種沢	2月16日(水)午前9時～正午	
椿川、妙法	2月16日(水)午後1時～4時	
芝野	2月17日(木)午前9時～正午	
鹿野戸、上大部	2月17日(木)午後1時～4時	
平沢、相川宿舎	2月18日(金)午前9時～正午	
安養寺、寺沢	2月18日(金)午後1時～4時	
本田、沖村	2月21日(月)午前9時～正午	
高野	2月21日(月)午後1時～4時	
女米木	2月22日(火)午前9時～正午	
湯野目、糠塚、石田	2月22日(火)午後1時～4時	
上記までに相談できなかったかた	2月23日(水)～25日(金) 午前9時～正午、午後1時～4時	

「郵送申告」は申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告できるので便利です。郵送してください。

申告会場が混み合って長時間お待たせする場合があります。申告の相談が必要ないかたは申告書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添付の上、市からお送りした申告書に同封した返信用封筒で3月15日(火)まで、郵送してください。

郵送で
申告すれば
待ち時間はゼロ!

